

## 大会組織委員会規約

### 第1条 設置

本委員会は、会則第14条に基づいて設置される常設委員会である。

### 第2条 目的

本委員会は、日本比較文学会全国大会の組織、運営を担当する。

### 第3条 構成

本委員会は、委員長1名、委員8名の計9名より構成される。

### 第4条 選出

1. 本委員会の委員長は、理事会によって理事の中から選出される。
2. 本委員会の委員は、委員長より理事会に提案され、理事会によって承認、任命される。
3. 委員には代表理事、事務局長、大会実行委員長の計3名が含まれていなくてはならない。

### 第5条 任期

本委員会の委員長および委員の任期はともに1年で、2期までの重任を認めるものとする。ただし、代表理事、事務局長、大会実行委員長の任期はその職にある限りとする。

### 第6条 大会実行委員会

本委員会は全国大会の運営を円滑に行うために、大会実行委員会を置く。

1. 大会実行委員会は、全国大会の実施、運営を担当する。
2. 大会実行委員会は委員長1名、委員4名の5名よりなる。
3. 大会実行委員長は理事会がこれを選出する。
4. 大会実行委員には、全国大会開催校より1名、開催地支部の会員より2名、大会組織委員長の計4名が含まれていなくてはならない。
5. 大会組織委員長以外の大会実行委員は、大会組織委員会が選出し、理事会の承認を得る。
6. 委員長、および大会組織委員長を除く委員の任期は、選出時から全国大会終了時までとする。

### 第7条 改廃

本規約の改廃は、本委員会の議を経て、理事会により決定され、総会に報告される。

### 付則

本規約は平成13年6月17日から施行する。